

上安松 20 番地地区 地区計画の内容

決定告示年月日
平成 1 年 1 月 10 日

名 称		上安松 20 番地地区地区計画	
位 置		所沢市大字上安松字嶋台の一部	
面 積		約 1. 1 ha	
区域の整備、開発及び 保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、西武池袋線秋津駅から約 300 m の距離に位置し、昭和 34 年に民間の宅地開発が行われ、現在の良好な住環境が形成されてきた。</p> <p>今後、建築物の用途や高さ、敷地の規模、壁面の位置について適正な制限を定め、良好な住環境の保全・向上を図ることを目標とする。</p>	
	土地利用の方針	敷地の細分化、建築物用途の混在等の防止により、すでに形成されている良好な住環境の保全・向上を図る。	
	建築物等の整備の方針	戸建住宅を主体とした良好な住環境の保全・向上のため、建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度、建築物の高さの制限、壁面の位置の制限について定める。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	<p>次の建築物以外は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 住宅 共同住宅又は長屋（1 住戸床面積 25 m² 未満のものを除く） 事務所兼用住宅 集会所 前各号の建築物に付属するもの
		建築物の敷地面積の最低限度	<p>100 m²</p> <p>ただし、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しない土地について、その全部を一の敷地として使用する場合は適用しないものとする。</p>
		建築物の高さの最高限度	9 m
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、90 cm 以上とする。ただし、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合についてはこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3 m 以下であること 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2. 3 m 以下で、かつ、床面積の合計が 5 m² 以内であること

「区域は計画図表示のとおり」

※外壁の後退距離は有効距離

< 上安松 20 番地地区地区計画 計画図 >

